

## Hiroshima NOW

7

2023

やさしい日本語 No. 15

子どもを育てていて、収入が 少ない 世帯へ 大切なお知らせです。

「子育て世帯生活支援特別給付金」(ひとり親世帯以外分) がもらえます

ひろしま市民と市政 6月15日号 (P3)

子どもを 育てている世帯※で、収入が 少ない世帯は 子ども 1人につき 50,000円を  
もらうことができます。このお金のことを 「給付金」といいます。

※世帯：同じ家で 一緒に 生活をしている人のグループのこと

★ 2022年度(2022年4月から 2023年3月)の「低所得の子育て世帯生活特別給付金(ひとり親  
世帯以外分)」を もらった人は この給付金を 申しこまなくていいです。2022年度の 給付金  
を もらった 同じ あなたの銀行口座に 広島市役所が 今回の 給付金のお金を 振りこみま  
す。

★ 給付金の くわしいことは 広島市役所の ウェブサイトを 見てください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/84/332025.html> (日本語)



## 1. もらうことができる 給付金

子ども1人につき 50,000円

## 2. 給付金を もらうために 申しこみをする ひつようがある人

つぎの子どもを 育てている人で、①または ②の どちらかに あたる人は 給付金を  
申しこんでください。

子どもとは、

- 2005年4月2日から 2024年2月29日までの あいだに 生まれた子ども
- 2003年月2日から 2024年2月29日までの あいだに 生まれた 障がいがある子ども

① 2023年度（2023年4月から 2024年3月）に 住民税※を 払わなくていい人  
 ※住民税：2023年1月1日に 日本に住所があって、働いている人が 県や市、区などに  
 払うお金（税金）のこと

② 食べ物など 物のねだんが 高くなったことで 2023年1月から 生活が 苦しくなり、  
 2023年度の 住民税を 払わなくていい人と 同じくらいの 収入になっている人

👏 「ひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金」を もらった人は この給付金を  
 もらうことができません。

👏 給付金を 申しこむ人や、給付金を 申しこむ人の 夫または 妻の 給料が 多いときな  
 どは この給付金を もらうことはできません。

### 3. 給付金を 申しこむ方法

#### ● 申請書※が もらえるところ

広島市役所の ウェブサイトから ダウンロードすることができます。または あなたが  
 住んでいる区の 区役所の福祉課で もらうことができます。

※申請書：給付金を 申しこむための 書類のこと

#### ● 申請書を 出すところ

下のところへ 申請書を 郵便で 送ってください。

〒730-8790

広島中央郵便局 私書箱第5号

令和5年度広島市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）事務処理センター 行

#### ● 申しこみの しめきり

2024年2月29日（木曜日）までに、申請書を ポストに 入れてください。

2024年2月に 生まれた子どもは、2024年3月15日（金曜日）までに、申請書を ポストに  
 入れてください。

※ ひつような書類が ぜんぶ 入っていないなど 申しこみの しめきりの日までに  
 広島市役所が 申請書を 確認できないときは この給付金を もらうことはできません。

#### 4. <sup>そうだん</sup>相談できるところ

- ひつような書類<sup>しよるい</sup>など <sup>もう</sup>申しこみについて <sup>し</sup>くわしいことを <sup>した</sup>知りたいときは <sup>した</sup>下のところに <sup>でんわ</sup>電話してください。

<sup>ひろしましやくしよ</sup> <sup>こそだ</sup> <sup>せたいせいかつしえんとくべつきゅうふきん</sup> <sup>にほんご</sup>  
広島市役所「子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター（日本語のみ）

TEL: 0120-145-577（電話の <sup>でんわ</sup> <sup>かね</sup> お金は <sup>か</sup>かかりません。）

FAX: 082-504-2727

<sup>でんわ</sup>電話を <sup>じかん</sup> <sup>ごぜん</sup> <sup>じ</sup> <sup>ぶん</sup> <sup>ごご</sup> <sup>じ</sup> <sup>どようび</sup> <sup>にちようび</sup> <sup>しゅくじつ</sup> <sup>にほん</sup>  
することが <sup>やす</sup> <sup>ひ</sup> <sup>がつ</sup> <sup>にち</sup> <sup>がつみっか</sup> <sup>やす</sup>  
できる <sup>じかん</sup> <sup>ごぜん</sup> <sup>じ</sup> <sup>ぶん</sup> <sup>ごご</sup> <sup>じ</sup> <sup>どようび</sup> <sup>にちようび</sup> <sup>しゅくじつ</sup> <sup>にほん</sup>  
時間：午前8時30分から 午後5時（土曜日、日曜日、祝日＜日本  
の <sup>やす</sup> <sup>ひ</sup> <sup>がつ</sup> <sup>にち</sup> <sup>がつみっか</sup> <sup>やす</sup>  
休みの日＞、12月29日から 1月3日は <sup>やす</sup> <sup>ひ</sup> <sup>がつ</sup> <sup>にち</sup> <sup>がつみっか</sup> <sup>やす</sup>  
休みです。）

- <sup>にほんご</sup>日本語が <sup>こま</sup>わからなくて <sup>ひろしまし</sup> <sup>あきぐんがいこくじんそうだんまどぐち</sup> <sup>そうだん</sup>困ったことがあるときは <sup>ひろしまし</sup> <sup>あきぐんがいこくじんそうだんまどぐち</sup> <sup>そうだん</sup>広島市・安芸郡外国人相談窓口 <sup>そうだん</sup>に <sup>そうだん</sup>相談 <sup>そうだん</sup>してください。

<sup>ひろしまし</sup> <sup>あきぐんがいこくじんそうだんまどぐち</sup>  
広島市・安芸郡外国人相談窓口

TEL: 082-241-5010

Email : soudan@pcf.city.hiroshima.jp

<sup>そうだん</sup> <sup>ひ</sup> <sup>げつようび</sup> <sup>きんようび</sup>  
相談できる日：月曜日 <sup>から</sup> 金曜日

<sup>そうだん</sup> <sup>じかん</sup> <sup>ごぜん</sup> <sup>じ</sup> <sup>ごご</sup> <sup>じ</sup>  
相談できる時間：午前9時から 午後4時

<sup>やす</sup> <sup>ようび</sup> <sup>にちようび</sup> <sup>しゅくじつ</sup> <sup>にほん</sup> <sup>やす</sup> <sup>ひ</sup> <sup>がつむいか</sup> <sup>がつ</sup> <sup>にち</sup> <sup>がつみっか</sup>  
休み：土曜日、日曜日、祝日＜日本の <sup>やす</sup> <sup>ひ</sup> <sup>がつむいか</sup> <sup>がつ</sup> <sup>にち</sup> <sup>がつみっか</sup>  
休みの日＞、8月6日、12月29日から 1月3日

<sup>そうだん</sup> <sup>ことば</sup> <sup>ご</sup> <sup>ちゅうごくご</sup> <sup>ご</sup> <sup>ポルトガルご</sup> <sup>ご</sup> <sup>えいご</sup> <sup>ご</sup>  
相談できる言葉：スペイン語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語、英語、フィリピン語

※フィリピン語は金曜日と第1・第3木曜日です。

